

資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について、2019年4月1日以降に入札公告等を行う案件について次のとおり取り扱うものとします。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

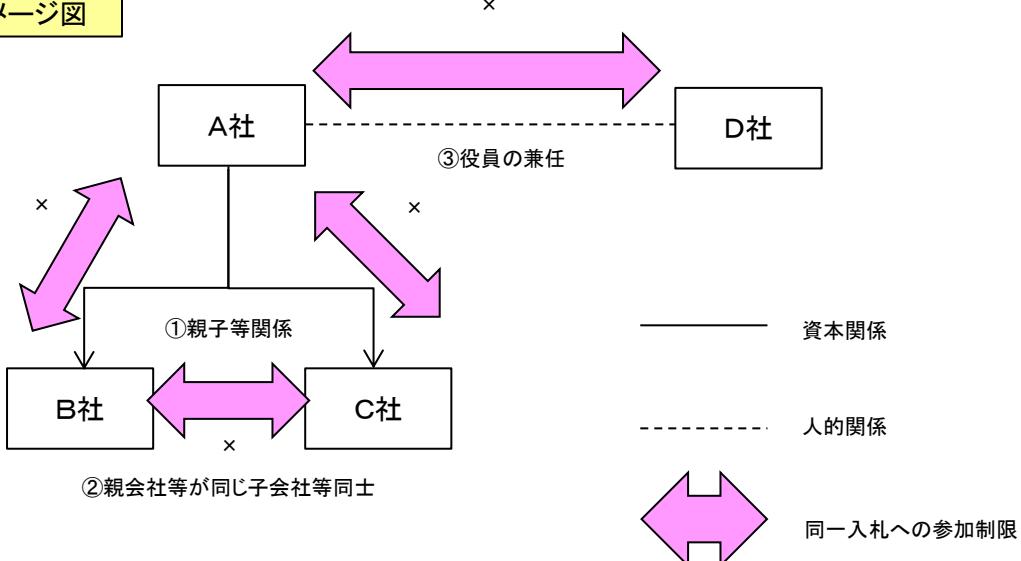
3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1. 又は2. と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

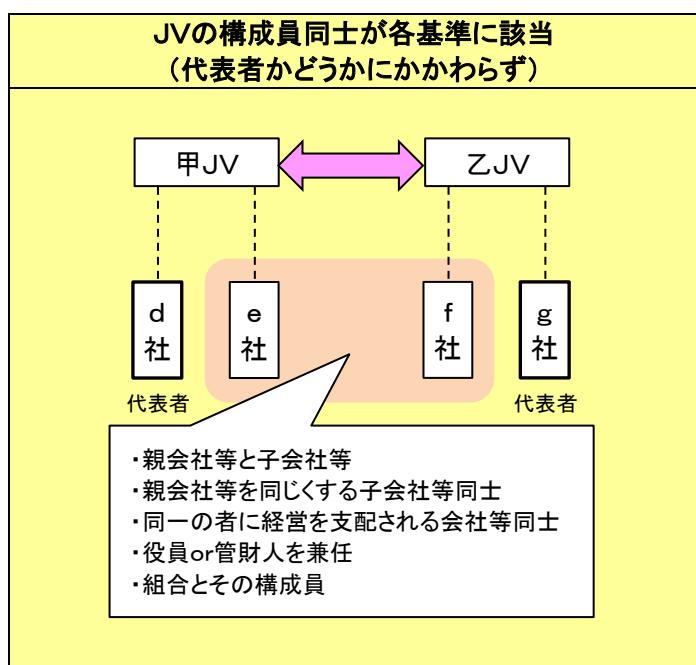
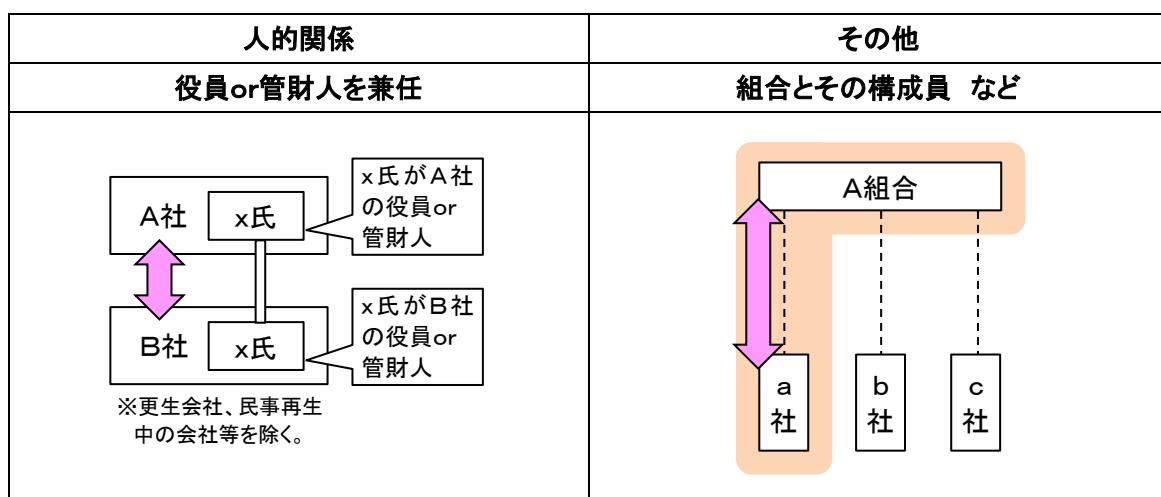
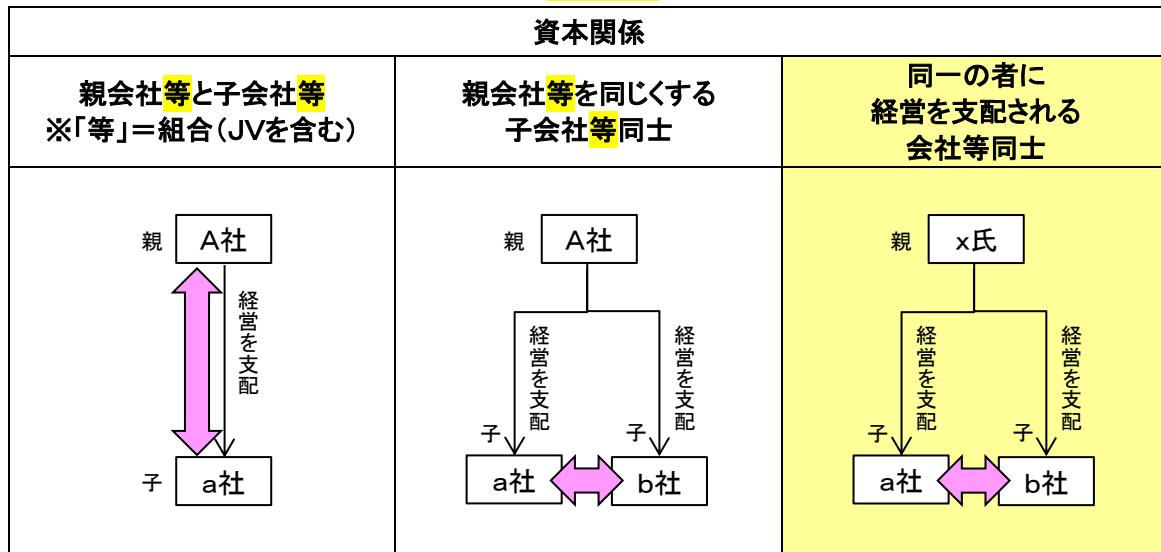
【同一入札への参加を制限される場合】

- ① 親会社等と子会社等の二者
 - ② 親会社等と同じくする子会社同士
 - ③ 役員の兼任
 - ④ その他（上記と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合）
 - （例）組合（共同企業体及び設計共同体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員
- ※ 親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。
- ※ 子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図



【詳細イメージ図（2017・2018年度から着色部分が追加されています。）】



同時入札禁止の
対象となる会社等

現行の
基準

追加した
基準

○ 親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等をいいます。

○ 会社法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○ 「経営を支配」とは

① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※¹

② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当

イ 自己所有等議決権数の割合※²が50%超

ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※³

ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在

ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※⁴の割合が50%超

ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

(会社法施行規則第3条の2)

○ 役員の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。なお、指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

